

公立保育所民営化方針の改定について

(1) 改定の経緯について

市では、平成 25 年 6 月 25 日に策定した「公立保育所民営化の考え方」を基本として、令和元年 5 月 27 日に「公立保育所民営化方針」（以下、「方針」という。）を策定し、今日まで公立保育所の運営を行ってきた。

段階的な民営化を行うため、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間、栄町保育所と幌別東保育所の 2 保育所の民間委託を行った。

この間、市と委託事業者は、方針において「民営化を進めるにあたっての基本的な考え方」に配慮しながら、保育所利用者が安心して、子どもたちを預けることができる教育・保育環境を維持するため、保育所運営を行ってきた。

さらに、民営化の第 2 段階として、令和 5 年度末で栄町保育所を廃止し、令和 6 年度から新生町 3 丁目の千代の台団地周辺に、市内で初の民設民営の幼保連携型認定こども園である「もみの木こども園」を社会福祉法人彩咲会が開園したことにより、公立保育所のうち 1 施設の民間移譲を完了している。

また、幌別東保育所及び登別保育所においては、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間、民間委託を継続し、民間事業者と協力しながら、市内の教育・保育需要に対応している。

市としても登別市内で教育・保育を行っている学校法人及び社会福祉法人が本市の教育・保育を担っていることで、今後も安定した教育・保育環境を提供できるものと考えている。

このような理由から、今般、「公立保育所民営化方針」を改定し、更なる民営化を進めることとした。

(2) 公立保育所民営化方針【令和 6 年度改定版】

別冊「公立保育所民営化方針【令和 6 年度改定版】」のとおり。